

## 中小企業省力化投資補助金について

自動車の修理の際に使用する塗料を自動で調色する「自動調色システム」が中小企業省力化投資補助金の製品カテゴリとして登録されました。

「自動調色システム」の登録申請に関し、当会が、証明書発行手続きの手続きを行い、適格と判断された製品に対して証明書を発行いたします。

制度の概要等その他のお問い合わせにつきましては補助金事務局までお問い合わせください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

## 1. 証明書発行手続きの流れ

## (1) 提出必要書類

「自動調色システム」の製品登録申請に必要な書類及び登録要領は中小企業省力化投資補助金ホームページよりご確認ください、必要資料をダウンロードしてください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

↓

## (2) 製品登録申請

「自動調色システム」の製品登録を希望するメーカーは申請書類を作成・添付し、当会宛にメールにて提出をお願いします。対面、郵送等では受付できません。

専用メールアドレス：[jpma5@toryo.or.jp](mailto:jpma5@toryo.or.jp)

※必要に応じて、根拠資料となるカタログ、資料等を添付してください。

※申請1件ごとにメールにてご申請ください。その際、メールタイトル及び資料名に型式名を記入してください。

↓

## (3) 製品登録審査手数料のご請求

製品登録審査手数料を、製品登録申請の受付時に請求させていただきます。指定口座へのお振込みを確認後、受付完了とさせていただきます。なお、振込手数料は申請者にてご負担をお願いします。

↓

## (4) 製品登録審査

製品登録審査を行う際に、必要に応じて資料等の追加提出をお願いする場合がございます。当該資料等をご提出いただけない場合、製品登録審査の継続を致しかねる場合もございますので予めご了承ください。

↓

## (5) 証明書発行

補助金事務局より適格として確認された製品について「証明書（電子データ）」を発行いたします。

※本件に関して、対面、電話によるお問い合わせはお受けしておりませんので、お問い合わせの際は、申請専用メールアドレス ([jpma5@toryo.or.jp](mailto:jpma5@toryo.or.jp)) までご連絡ください。

## 2. 製品登録審査手数料について

1件あたりの製品登録審査手数料（税込み）は、以下のとおりです。

- 当会正会員　：　無料
- 当会賛助会員　：　3,300 円
- 当会非会員　　：　11,000 円

審査の結果（カタログ掲載）によらず、製品登録審査手数料は返金致しかねますので予めご了承ください。